

京都市境界明示事務取扱要綱

(昭和61年 3月12日市長決定) 制定
(平成 2年 3月30日理財局長決定) 改正
(平成19年 3月19日理財局長決定) 改正
(平成21年 3月27日理財局長決定) 改正
(平成27年 4月 1日行財政局財政担当局長決定) 改正
(平成30年 3月30日行財政局財政担当局長決定) 改正
(令和2年 3月31日行財政局資産活用担当局長決定) 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公有財産規則（以下「規則」という。）第13条の規定による境界明示に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請等)

第2条 規則第13条第2項の申請及び第14条の依頼には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 見取図（都市計画図の写し又は住宅地図の写し）
- (2) 公図（電子地図、登記官による証明印のあるもの）
- (3) 登記事項証明書（全部事項）
- (4) 地籍調書
- (5) 現況実測図
- (6) 委任状

(調査)

第3条 行財政局財政担当局長は、前条の申請又は依頼を受けたときは、市有地と隣接地の境界に関する資料等及び現地の状況を調査するものとする。

(立入り)

第4条 境界明示の測量及び調査のため他人の土地に立ち入る必要があるときは、あらかじめ申請者並びに隣接地の所有者及び占有者に対して協力を求め、その承諾を得るものとする。

(立会いの依頼)

第5条 行財政局財政担当局長は、境界明示の協議を行うときは、申請者又は依頼者及び隣接地の官公署以外の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知するものとする。ただし、原則として隣接の所有者等に対しては、申請者又は依頼者から、十分に前もって通知しておくものとする。なお、必要に応じて立会依頼書による通知をする場合もある。

(明示書)

第 6 条 土地境界明示書は、本市が原本を保管し、隣接地の所有者に副本を交付するものとする。

(境界標の設置)

第 7 条 教育委員会及び局長等は、境界標を設置したときは、2 箇所以上の引照記録を作成して、境界標が設置されていた箇所を復元することができるようにするとともに、その周囲の現況を写真撮影するものとする。

2 教育委員会及び局長等は、前項の規定により作成した引照記録及び写真を行財政局財政担当局長に送付するものとする。

(境界の証明)

第 8 条 教育委員会及び局長等は、境界明示に係る境界の証明を必要とするときは、行財政局財政担当局長に請求するものとする。

(手続の中止等)

第 9 条 行財政局財政担当局長は、境界明示の協議を行うまでに、当該申請又は依頼の取下げがあったときは、その手続を中止するものとする。

2 行財政局財政担当局長は、境界明示の協議が成立しないときは、その手続を中止することができる。

3 行財政局財政担当局長は、境界明示の協議が申請又は依頼の受理後 1 年以上経過しても成立しないときは、報告書を作成するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 3 月 27 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。